（その１）

収　支　報　告　書

令和　6　　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

※該当箇所に ☑ すること

（ふりがな）
1 政治団体の名称　國定勇人後援会

〒955-0071
2 主たる事務所の所在地　三条市本町四丁目９番２７号

3 代表者の氏名　草野恒輔

4 会計責任者の氏名　佐藤和夫

事務担当者の氏名
赤堀　大

電話番号
0256-47-1555

新潟県選挙管理委員会
選
－7.2.27
令和
第　号　時　分

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　国定勇人
公職の種類　衆議院議員

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※ 団体コード

く103 ⑦

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	27,758,463
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	16,383,528
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	11,374,935
支出総額・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	5,667,630
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	22,090,833

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	1,497,883
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	1,564

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)個人からの寄附	1,150,000	様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）		
(ｲ)法人その他の団体からの寄附		様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附		様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	1,150,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附		様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	1,150,000	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
第６回國定勇人後援会勉強会	2,636,000	R6・3・25ホテルニューオータニ 東京都千代田区紀尾井町4-1
第７回國定勇人後援会勉強会	2,475,900	R6・8・6ホテルニューオータニ 東京都千代田区紀尾井町4-1
この頁の小計	5,111,900	
合　　計	5,111,900	

(注1)　すべての事業収入を記載してください。
(注2)　同一の事業収入は一行に計上してください。
(注3)　政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
栄地区若手懇話会	42,000	1.13寿司割烹酉の井
栄大和地区懇話会	45,500	1.17㈱伊東屋
栄五加地区懇話会	36,000	1.25㈱伊東屋
栄矢田地区懇話会	39,000	1.29魚屋和の月
栄吉野屋地区懇話会	36,000	2.6割烹あめや
栄福田地区懇話会	65,800	2.7㈱伊東屋
女性部懇話会	17,600	2.10三条かわ波
栄尾崎地区懇話会	30,000	2.10㈱伊東屋
栄帯織地区懇話会	42,000	2.11㈱伊東屋
栄鬼木地区懇話会	39,000	2.14㈱伊東屋
栄大面地区懇話会	36,000	2.16料理仕出し建四郎
加茂地区懇話会	144,000	2.18割烹貴布禰
下田三和地区懇話会	77,000	3.5風雅亭山水
田上保明地区懇話会	65,800	3.18志田屋
秋葉区後援会懇話会	112,500	3.22秋葉鳥金
この頁の小計	828,200	
合　　計		

(注1)　すべての事業収入を記載してください。
(注2)　同一の事業収入は一行に計上してください。
(注3)　政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
澁川グループ懇話会	30,000	3.26小料理さつき
白根庄瀬地区懇話会	49,500	3.29魚清小野豪
田上原ケ崎地区懇話会	35,000	4.2大阪屋支店
田上清水沢地区懇話会	36,000	4.3割烹魚三
田上下横場地区懇話会	42,000	4.7割烹魚三
田上本田上地区懇話会	40,000	4.10わたなべ
羽生田・下吉田・青海地区懇話会	36,000	4.11大阪屋支店
川ノ下・上野・山田地区懇話会	35,000	4.15わたなべ
見附地区女性グループ懇話会	120,000	4.18(有)太田家
白根地区懇話会	25,000	4.23たべどころ
国定勇人を囲む懇話会	56,000	5.18燕三条Bit
燕若手経営者の会懇話会	60,000	6.18割烹松木屋
山本グループ懇話会	37,500	6.26割烹きくや
白根農業青年会懇話会	45,000	7.4na Gi
ベトナム会懇話会	35,000	7.6日本料理小山屋
この頁の小計	682,000	
合計		

(注1) すべての事業収入を記載してください。
(注2) 同一の事業収入は一行に計上してください。
(注3) 政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
五十嵐グループ懇話会	15,400	7.19三条かわ波
同世代の会懇話会	84,000	8.5遊亀楼魚兵
勇友会懇話会	96,000	8.8日本料理小山屋
栄地区後援会設立総会懇話会	432,000	8.9㈱伊東屋
西蒲区巻地区懇話会	42,000	8.17おさしみ食堂さくべい
加茂勇友会懇話会	40,000	8.28よね蔵加茂店
下田地区後援会総会懇話会	120,000	9.1下田会館大三
西蒲区巻地区懇話会	71,500	9.9おさしみ食堂さくべい
栄地区後援会幹部役員懇話会	42,000	9.10魚屋和の月
西蒲区懇話会	28,200	10.4串揚一心
栄地区後援会懇話会	216,000	10.13割烹食堂中越
栄地区後援会総会懇話会	330,000	12.7㈱伊東屋
ファンミーティング	586,000	5.25いいさとの会
この頁の小計	2,103,100	
合　　計	3,613,300	

（注1）　すべての事業収入を記載してください。
（注2）　同一の事業収入は一行に計上してください。
（注3）　政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

（その６）

（６） その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		
１件10万円未満のもの	1,852	
合　　計	1,852	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。

（その７）

（７） 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分	個　　人	
寄 附 者 の 氏 名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年	月	日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
神子島 岩男	1,000,000	R6	3	7	三条市鶴田3-3-21-1	会社役員	
相場 美栄子	100,000	R6	11	20	三条市本町4-4-23	会社役員	
加藤 正樹	50,000	R6	12	30	三条市須頃3-139-902	会社役員	
この頁の小計	1,150,000						
その他の寄附	0						
合　　計	1,150,000						

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	第6回國定勇人後援会勉強会
	対価の支払をした者の区分	政治団体

対価の支払いをした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
郵政政策研究会	700,000	R6 3 5	東京都港区六本木1-7-27	末武　晃	
この頁の小計	700,000				
合　　計	700,000				

（注）この頁には、１パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載してください。

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	第７回國定勇人後援会勉強会
	対価の支払をした者の区分	政治団体

対価の支払いをした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
郵政政策研究会	700,000	R6 7 16	東京都港区六本木1-7-27	末武　晃	
この頁の小計	700,000				
合　　計	700,000				

（注）この頁には、１パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費	52,790	
(3) 備品・消耗品費	152,750	
(4) 事務所費	97,370	
小　　計	302,910	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費	254,280	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行		
その他の事業費	5,110,440	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1,084,548	
エ その他の事業費	4,025,892	
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小　　計	5,364,720	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	5,667,630	

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	52,790				
合計	52,790				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
		備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
モニターテレビ代	150,000	R6 4 12	ビッグカメラ新潟店	新潟市中央区花園1-1-212-3	
この頁の小計	150,000				
その他の支出	2,750				
合計	152,750				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費	
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査費用	30,000	R6	4	19	政治資金登録監査人　石月良典	三条市東新保10-40-3	
この頁の小計	30,000						
その他の支出	67,370						
合計	97,370						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（渉外費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	14,100				
合計	14,100				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費　（交際費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
生花代	21,500	R6 5 10	㈱善邦		福島市飯坂町平野字大前田1-4	
海外出張お土産品代	95,150	R6 6 29	燕三条地場産センター		三条市須頃1-17	
供花代	56,100	R6 11 20	㈱Ocgarden		新潟市西蒲区竹野町2506	
お土産品代	54,450	R6 11 21	㈱タダフサ		三条市東本成寺27-16	
この頁の小計	227,200					
その他の支出	12,980					
合計	240,180					

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			政治資金パーティー開催事業費 第６回國定勇人後援会勉強会		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
通信費	10,920	R6	2	27	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
記念品代	77,000	R6	3	18	(有)竹井器物製作所	新潟県燕市小池4852-9	
会議室料	469,814	R6	4	1	㈱ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
記念品代	11,000	R6	4	3	(有)竹井器物製作所	新潟県燕市小池4852-9	
この頁の小計	568,734						
その他の支出	12,280						
合計	581,014						

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			政治資金パーティー開催事業費 第７回國定勇人後援会勉強会	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
通信費	10,080	R6 7 9	日本郵便㈱		東京都千代田区大手町2-3-1	
会議室料	488,814	R6 9 17	㈱ニュー・オータニ		東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	498,894					
その他の支出	4,640					
合計	503,534					

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の事業費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
栄地区若手懇話会	42,000	R6	1	13	寿司割烹酉の井	三条市居島2-29	
栄大和地区懇話会	45,500	R6	1	17	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
栄五加地区懇話会	36,000	R6	1	25	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
栄矢田地区懇話会	39,000	R6	1	29	魚屋和の月	三条市北潟甲658-1	
栄吉野屋地区懇話会	36,000	R6	2	6	割烹あめや	三条市帯織9558	
栄福田地区懇話会	65,800	R6	2	7	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
女性部懇話会	17,600	R6	2	10	三条かわ波	三条市横町1-4-37	
栄尾崎地区懇話会	30,000	R6	2	10	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
栄帯織地区懇話会	42,000	R6	2	11	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
栄鬼木地区懇話会	39,000	R6	2	14	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
栄大面地区懇話会	36,000	R6	2	15	料理仕出し建四郎	三条市月岡3-6-4	
加茂地区懇話会	144,000	R6	2	18	割烹貴布禰	加茂市穀町10-4	
下田三和地区懇話会	77,000	R6	3	5	風雅亭山水	三条市荻堀197-3	
田上保明地区懇話会	65,800	R6	3	18	志田屋	南蒲原郡田上町保明島1434-1	
秋葉区後援会懇話会	112,500	R6	3	22	秋葉鳥金	新潟市秋葉区南町72-4	
この頁の小計	828,200						
その他の支出							
合計							

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
澁川グループ懇話会	30,000	R6 3 26	小料理さつき		長岡市金町2-2-28	
白根庄瀬地区懇話会	49,500	R6 3 29	魚清小野豪		新潟市南区庄瀬6614	
田上原ケ崎地区懇話会	35,000	R6 4 2	大阪屋支店		南蒲原郡田上町吉田新田丁299	
田上清水沢地区懇話会	36,000	R6 4 3	割烹魚三		南蒲原郡田上町吉田新田甲48-1	
田上下横場地区懇話会	42,000	R6 4 7	割烹魚三		南蒲原郡田上町吉田新田甲48-1	
田上本田上地区懇話会	40,000	R6 4 10	わたなべ		南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1383-1	
羽生田・下吉田・青海地区懇話会	36,000	R6 4 11	大阪屋支店		南蒲原郡田上町吉田新田丁299	
川ノ下・上野・山田地区懇話会	35,000	R6 4 15	わたなべ		南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1383-1	
見附地区女性グループ懇話会	120,000	R6 4 18	(有)太田家		見附市新町1-8-4	
白根地区懇話会	25,000	R6 4 23	たべどころ		白根市旭町3	
国定勇人を囲む懇話会	56,000	R6 5 18	燕三条Bit		三条市須頃1-17	
燕若手経営者の会懇話会	60,000	R6 6 18	割烹松木屋		三条市本町2-9-5	
山本グループ懇話会	37,500	R6 6 26	割烹きくや		三条市本町2-7-33	
白根農業青年会懇話会	45,000	R6 7 4	na Gi		新潟市南区白根2858	
ベトナム会懇話会	35,000	R6 7 6	日本料理小山屋		三条市本町2-6-24	
この頁の小計	682,000					
その他の支出						
合計						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の事業費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
五十嵐グループ懇話会	15,400	R6	7	19	三条かわ波	三条市横町1-4-37	
同世代の会懇話会	84,000	R6	8	5	遊亀楼魚兵	三条市一ノ門1-2-17	
勇友会懇話会	96,000	R6	8	8	日本料理小山屋	三条市本町2-6-24	
栄地区後援会設立総会懇話会	432,000	R6	8	9	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
西蒲区巻地区懇話会	42,000	R6	8	17	おさしみ食堂さくべい	新潟市西蒲区赤鏥432-3	
加茂勇友会懇話会	40,000	R6	8	28	よね蔵加茂店	加茂市大字加茂2606-1	
下田地区後援会総会懇話会	120,000	R6	9	1	下田会館 大三	三条市荻堀1249-5	
西蒲区巻地区懇話会	71,500	R6	9	9	おさしみ食堂さくべい	新潟市西蒲区赤鏥432-3	
栄地区後援会幹部役員懇話会	42,000	R6	9	10	魚屋和の月	三条市北潟甲658-1	
西蒲区懇話会	28,200	R6	10	4	串揚 一心	新潟市西蒲区巻甲2703-1	
栄地区後援会懇話会	216,000	R6	10	13	割烹食堂 中越	三条市一ツ屋敷新田612	
栄地区後援会総会懇話会	330,000	R6	12	7	㈱伊東屋	三条市鬼木新田343-4	
この頁の小計	1,517,100						
その他の支出							
合計							

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
お土産代	22,100	R6 4 26	㈱マルト長谷川工作所		三条市土場7-43	
食材代	10,268	R6 5 20	パッケージプラザマルサン		加茂市下条甲462-1	
景品代	17,100	R6 5 20	㈱下田郷開発		三条市南五百川16-1	
食材代	55,323	R6 5 21	㈱カトウ食材		新潟市中央区下所島2-2-30	
司会料	50,000	R6 5 23	燕三条エフエム放送㈱		燕市大曲3375	
交通費	35,460	R6 5 23	㈱JTB		東京都千代田区永田町2-2-1	
延長コード代	18,304	R6 5 24	アークランズ㈱		三条市上須頃455	
テーブルレンタル料	23,100	R6 5 24	レントオール燕三条		三条市須頃3-31	
交通費	17,420	R6 5 24	㈱JTB		東京都千代田区永田町2-2-1	
景品代	30,000	R6 5 27	佐藤二三夫		三条市東裏館1-13-13	
ユーチューブ撮影料	22,000	R6 5 31	LEIZE㈱		三条市金子新田乙1732-2	
会場使用料・昼食代	17,100	R6 5 31	㈱下田郷開発		三条市南五百川16-1	
食材代	58,812	R6 5 31	㈱下田郷開発		三条市南五百川16-1	
ユニフォーム代	18,018	R6 6 12	㈱オンザロード		三条市一ノ門2-12-34	
食材代	132,000	R6 6 11	(有)侍		三条市大島4884	
衛生検査代	12,096	R6 6 11	(有)侍		三条市大島4884	
この頁の小計	539,101					
その他の支出						
合計						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の事業費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
TVモニター台作成代	59,400	R6	6	12	㈱i.desing	三条市中新10-22-1	
ガスレンタル料	12,210	R6	6	12	清水輪業㈱桑切支店	三条市桑切433	
看板ゲート貼り代	135,300	R6	6	12	㈱i.desing	三条市中新10-22-1	
音響設備一式	144,000	R6	6	12	タナカサウンドプランニング	新潟市南区白根3030	
横断幕代	11,550	R6	8	28	三安コピー	三条市北新保1-10-6	
この頁の小計	362,460						
その他の支出	97,031						
合計	4,025,892						

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに（その18）が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　7　年　　2　月　20　日

政治団体の名称　　國定勇人後援会

会計責任者の氏名　　佐藤和夫　佐藤　㊞

代表者の氏名（解散時のみ記入）

㊞

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和７年２月１４日

國定勇人後援会
代表　草野　恒輔　殿

登録政治資金監査人　石月良典
登　録　番　号　第３１６２号
研修修了年月日　平成２２年１月２６日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、國定勇人後援会の令和６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、國定勇人後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

國定勇人後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上